（実施機関）

第二条の五　この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務　厚生労働大臣

二　国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務　国家公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

三　地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）の資格、第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第三号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第三号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第三号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第三号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務　地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

四　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）の資格、第四号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第四号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第四号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第四号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務　日本私立学校振興・共済事業団

2　前項第二号又は第三号に掲げる事務のうち、第八十四条の三、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九の規定に係るものについては、国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、同項第二号又は第三号に定める者のうち政令で定めるものが行う。

第三条第一項第一号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同項第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第三号及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条第二項中「同条同項」を「同項」に改める。

第十四条中「、若しくは共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき」を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

（被保険者の種別の変更に係る資格の得喪）

第十五条　同一の適用事業所において使用される被保険者について、被保険者の種別（第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に変更があつた場合には、前二条の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

第十六条及び第十七条　削除

第十八条に次の一項を加える。

4　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失については、前三項の規定は、適用しない。

第二章第一節中第十八条の次に次の一条を加える。

（異なる被保険者の種別に係る資格の得喪）

第十八条の二　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者は、第十三条の規定にかかわらず、同時に、第一号厚生年金被保険者の資格を取得しない。

2　第一号厚生年金被保険者が同時に第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者の資格を有するに至つたときは、その日に、当該第一号厚生年金被保険者の資格を喪失する。

第十九条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「さらに被保険者」を「更に被保険者又は国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）」に改め、同条に次の二項を加える。

4　前三項の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

5　同一の月において被保険者の種別に変更があつたときは、前項の規定により適用するものとされた第二項の規定にかかわらず、その月は変更後の被保険者の種別の被保険者であつた月（二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、最後の被保険者の種別の被保険者であつた月）とみなす。

第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第二十三条の二第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「第二条第一項の規定による育児休業」の下に「又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業」を加え、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その使用される事業所の事業主を経由して主務省令」とあるのは、「主務省令」とする。

第二十三条の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「船員たる」を「船員（国家公務員共済組合の組合員たる船員及び地方公務員共済組合の組合員たる船員を除く。以下同じ。）たる」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その使用される事業所の事業主を経由して主務省令」とあるのは、「主務省令」とする。

第二十四条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第二十四条の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条を第二十四条の四とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第二十四条の三　第二十一条から第二十四条までに定めるもののほか、報酬月額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。